

主 文

公共職業安定所長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした、雇用保険の被保険者となったことの確認請求を却下する旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月○日からA委員会（以下「利害関係者」という。）の臨時的任用職員として任用され、同年○月○日、任期満了により退職した。

（2）請求人は、平成○年○月○日、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に対して雇用保険の被保険者となったことの確認請求をしたが、安定所長は、同月○日付けで、同請求を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

（3）請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 利害関係者の意見の要旨

（略）

第4 原処分庁の意見の要旨

（略）

第5 争 点

本件の争点は、請求人が雇用保険の被保険者と認められるか否かにある。

第6 審査資料

(略)

第7 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成28年3月31日法律第17号による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第6条第7号には、離職した場合に条例に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付等の内容を超えると認められる者は、法の適用除外である旨が規定されている。

(2) 請求人は、条例の適用対象ではあるが、条例に基づいて退職手当の支給を受けるための在職期間を満たしておらず、退職手当が全く支給されないので、その諸給与の内容が求職者給付等の内容を超えることはない。

(3) また、雇用保険の被保険者となる者の範囲については、昭和61年12月1日付け雇保発第50号において、「雇用当初から、退手法（注：国家公務員等退職手当法）又は退手条例（注：都道府県・市町村等の退職手当に関する条例・規則等）等の適用を受けるが、定められた雇用期間等からみて退職手当の支給を受けることが期待できない者（通常の場合、雇用当初から退手法又は退手条例等の適用を受けるが定められた雇用期間が暦月で6月に満たない者）」は、原則として、雇用保険被保険者となることが示されている。

(4) 以上によれば、請求人は、法第6条第7号の適用除外となる者には該当しないというべきであるから、法第4条第1項の適用により雇用保険の被保険者となるものと判断する。

3 したがって、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。